

経 済 産 業 省

20241018保局第6号

主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年11月15日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



主任技術者制度の解釈及び運用の一部を改正する規程

主任技術者制度の解釈及び運用（20210208保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和6年11月15日から施行する。

主任技術者制度の解釈及び運用（２０２１０２０８保局第２号）の一部を改正する規程
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
４．規則第５２条第２項の承認は、次の基準により行うものとする。 （１） （略） （保安管理業務講習） （２） 告示第１条第１項第４号に規定する講習（以下「保安管理業務講習」という。）については、次の要件の全てを満たすものとする。また、告示第１条第１項第４号に規定する講習を修了した者とは、②の表に掲げる全ての科目及び範囲を受講した者とする。 ① 保安管理業務講習を実施する者（以下「保安管理業務講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。 イ・ロ （略） ハ 保安管理業務講習を行うために必要な教材、告示第２条第<u>１項</u>各号に掲げる機械器具並びに絶縁用保護具及び絶縁用防具並びに模擬受変電設備を備えていること（必要なときに使用し得る措置が講じられていることを含む。）。 ニ （略） ホ 同講習の受講を申請した者が第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けていることの確認をすること及び同講習の受講を申請した者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。 ② <u>保安管理業務講習は</u>、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる<u>時間以上</u>行うものであること。ただし、告示第１条第<u>１項</u>第４号に掲げる者のうち第２種電気主	４．規則第５２条第２項の承認は、次の基準により行うものとする。 （１） （略） （保安管理業務講習） （２） 告示第１条第１項第４号に規定する講習（以下「保安管理業務講習」という。）については、次の要件の全てを満たすものとする。また、告示第１条第１項第４号に規定する講習を修了した者とは、②の表に掲げる全ての科目及び範囲を受講した者とする。 ① 保安管理業務講習を実施する者（以下「保安管理業務講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。 イ・ロ （略） ハ 保安管理業務講習を行うために必要な教材、告示第２条の各号に掲げる機械器具並びに絶縁用保護具及び絶縁用防具並びに模擬受変電設備を備えていること（必要なときに使用し得る措置が講じられていることを含む。）。 ニ （略） ホ 同講習の受講を<u>申し込んだ</u>者が第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けていることの確認をすること及び同講習の受講を<u>申し込んだ</u>者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。 ② <u>保安管理業務講習の内容は</u>、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表右欄に掲げる<u>講習時間以上</u>行うものであること。ただし、告示第１条第<u>１号</u>第４号に掲げる者のうち第

任技術者免状の交付を受けている者については、科目「電気基礎」の受講を免除することができる。

(略)

③ 実習の講師は、電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、告示第1条第1項第1号から第5号のいずれかに該当すること。

④ 保安管理業務講習実施者は、保安管理業務講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について②及び③に規定する要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）を公示し、受講希望者の募集を行うこと。

⑤ (略)

⑥ 保安管理業務講習の終了後、遅滞なく実施結果報告書及び修了者名簿（科目ごとの修了状況がわかるもの）を産業保安・安全グループ電力安全課へ提出すること。

⑦ ①から⑥までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、産業保安・安全グループ電力安全課の確認を受けたものであること。

(保安管理業務訓練)

(2の2) 告示第1条第1項第5号に規定する訓練（以下「保安管理業務訓練」という。）については、次の要件の全てを満たすものとする。また、告示第1条第1項第5号に規定する訓練を修了した者とは、②の表に掲げる全ての科目及び範囲の訓練を受けた者とする。

① 保安管理業務訓練を実施する者（以下「保安管理業務訓練実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。

イ 電気保安に関する講演、研修、講習等を適切に開催した実績（保安管理業務訓練実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。

ロ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処され、その執行を終

2種電気主任技術者免状の交付を受けている者については、科目「電気基礎」の受講を免除することができる。

(略)

③ 実習の講師は、電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、告示第1条第1項第1号から第4号のいずれかに該当すること。

④ 講習を実施する者は、保安管理業務講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について②及び③に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）を公示し、受講希望者の募集を行うこと。

⑤ (略)

⑥ 保安管理業務講習の終了後、遅滞なく実施結果報告書及び修了者名簿（科目ごとの修了状況がわかるもの）を産業保安グループ電力安全課へ提出すること。

⑦ ①から⑥までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、産業保安グループ電力安全課の確認を受けたものであること。

(新設)

わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者が役員にいないこと。

ハ 保安管理業務訓練を行うために必要な教材、告示第2条第1項各号に掲げる機械器具、絶縁用保護具及び絶縁用防具並びに次に掲げる模擬設備等を備えていること（必要なときに使用し得る措置が講じられていることを含む。）。ただし、当該模擬設備等を使用しない方法により訓練を行う場合であつて、当該訓練に当該模擬設備等を使用する方法により行う訓練と同等以上の効果があると産業保安・安全グループ電力安全課が認めた場合には、当該模擬設備等を備えることを要しない。

（イ）模擬受変電設備（C B型及びP F－S型）

（ロ）模擬低圧盤

（ハ）模擬非常用予備発電装置（内燃機関を用いるものに限る。）

（ニ）模擬蓄電池設備

（ホ）模擬電柱

（ヘ）模擬電線

（ト）模擬柱上気中負荷開閉器

（チ）模擬太陽電池発電設備（太陽電池モジュール及び支持物に限る。）

（リ）比重計

（ヌ）P V絶縁抵抗計

ニ 保安管理業務訓練を毎年度1回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、保安管理業務訓練の開催が困難であるときはこの限りでない。

ホ 同訓練の参加を申請した者が第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けており、かつ保安管理業務講習を受講していること又は第1種電気主任技術者免状の交付を受けていることを確認すること及び同訓練の参加の申請をした者に対し当該者の所属等によって参加の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。

ヘ 保安管理業務訓練の実施の方法について定める実施要領を作成している

こと。

② 保安管理業務訓練は、次の表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる範囲について、それぞれ同表の右欄に掲げる時間以上行うものであること。

<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>訓練時間</u>
<u>竣工検査等</u>	<u>一 設計図面と設備等の照合</u> <u>二 工事期間中の点検（外観点検、ケーブル端末処理確認及びヒューズ容量確認等）</u> <u>三 竣工検査（外観点検、絶縁耐力試験、指示計器校正試験及び設備台帳の作成等）</u> <u>四 受電作業</u> <u>五 設置者への報告</u>	<u>15時間</u>
<u>月次点検</u>	<u>一 設置者への問診</u> <u>二 引込設備、受変電設備、電線路、負荷設備、発電設備及び蓄電池設備の点検（外観点検、温度測定、電圧及び電流測定、漏洩電流測定並びに非常用予備発電装置の始動試験等）</u> <u>三 設置者への報告</u>	<u>5時間</u>

<u>年次点検</u>	<u>一 点検前準備（操作手 順書の作成、打ちわ せ並びに安全用具及び 測定器の確認等）</u> <u>二 設置者への問診</u> <u>三 停電及び復電作業 （開放及び投入作業並 びに接地取付及び取り 外し等）</u> <u>四 引込設備、受変電設 備、電線路、負荷設 備、発電設備及び蓄電 池設備の点検（掃除、 外観点検、接地抵抗及 び絶縁抵抗測定、保護 継電器・連動試験、非 常用予備発電装置の自 動起動及び停止試験並 びに蓄電池設備の電 圧、比重及び液温測定 等）</u> <u>五 設置者への報告</u>	<u>3 5 時間</u>
<u>事故応動</u>	<u>一 設置者への問診</u> <u>二 低圧事故対応（絶縁 監視装置発報時の初 動、低圧回路での漏電 探査及び復旧作業等）</u>	<u>1 0 時間</u>

	<u>三 高圧事故対応（ヒューズ溶断時及び保護継電器動作時の初動、高圧回路での漏電探査並びに復旧作業等）</u> <u>四 危険体験（危険体感設備での危険体験又は事故動画の視聴等）</u> <u>五 設置者への報告</u>		
<u>太陽電池発電設備の点検</u>	<u>一 太陽電池モジュール及び支持物の点検</u> <u>二 使用前自己確認の方法</u>	<u>5 時間</u>	
<u>座学</u>	<u>一 電気基礎（計算訓練等）</u> <u>二 事故応動（事故事例の学習及び電気事故報告の方法等）</u> <u>三 太陽電池発電設備の点検（支持物の構造等）</u> <u>四 作業安全</u> <u>五 新技術及びサイバーセキュリティ</u>	<u>5 時間</u>	
<u>（注 1）点検用機械器具の取扱方法や試験結果の判定、作業安全管理についての訓練を含むこと。</u> <u>（注 2）科目ごとに、理解度を十分に確認すること。</u>			
<u>③ 科目の講師は、電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業</u>			

用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分の一に相当する期間）が、告示第1条第1項第1号から第5号のいずれかに該当すること。

④ 保安管理業務訓練実施者は、保安管理業務訓練を実施する前に、訓練の日程、実施場所及び定員並びに各科目について②及び③に規定する要件を満たす訓練である旨を公示し、参加希望者の募集を行うこと。

⑤ 保安管理業務訓練の全部又は一部の科目を修了した者に対して、訓練実施機関名、参加者氏名、電気主任技術者免状番号、生年月日、科目ごとの修了年月日が記載された保安管理業務訓練修了証（例えば、様式例4によるものとする。）を発行すること。

⑥ 保安管理業務訓練の終了後、遅滞なく実施結果報告書及び修了者名簿（科目ごとの修了状況がわかるもの）を産業保安・安全グループ電力安全課へ提出すること。

⑦ ①から⑥までの要件を満たすことについて、参加者の募集開始前に、産業保安・安全グループ電力安全課の確認を受けたものであること。

(3) (略)

(法人のマネジメントシステム)

(4) 規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

①～③ (略)

④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(3) (略)

(法人のマネジメントシステム)

(4) 規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。

①～③ (略)

④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ （略） ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、告示第3条第4項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。 （5）～（11） （略）	イ・ロ （略） ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、告示第3条第3項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。 （5）～（11） （略）
別紙 1. 本内規4.（7）②の遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備の要件 本内規4.（7）②の遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備の要件を次のとおり定める。 当該需要設備の点検のために（1）に規定する要件を満たす情報収集機器及び（2）に規定する要件を満たす情報伝送のための通信機器を使用するものであって、これらの機械器具等がそれぞれ（1）（③を除く。）及び（2）に規定する要件を満たすことについて、（3）に規定する要件を満たす機関による告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を取得したものであること。 （1）・（2） （略） （3）告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を行う機関 告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を行う機関は、機械器具等のうち、情報収集機器及び情報伝送のための通信機器がそれぞれ（1）（③を除く。）及び（2）の要件を満たすものであることの認証（以下単に「認証」という。）を行うこととし、次の①から⑫までの全ての要件を満たすものであること。 ①～⑪ （略） ⑫ ①から⑪までの要件を満たすことについて、毎年度<u>産業保安・安全グループ電力安全課</u>の確認を受けたものであること。	別紙 1. 本内規4.（7）②の遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備の要件 本内規4.（7）②の遠隔地から適確に点検を実施できるよう措置した需要設備の要件を次のとおり定める。 当該需要設備の点検のために（1）に規定する要件を満たす情報収集機器及び（2）に規定する要件を満たす情報伝送のための通信機器を使用するものであって、これらの機械器具等がそれぞれ（1）（③を除く。）及び（2）に規定する要件を満たすことについて、（3）に規定する要件を満たす機関による告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を取得したものであること。 （1）・（2） （略） （3）告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を行う機関 告示第4条第8号ロに規定する第三者認証を行う機関は、機械器具等のうち、情報収集機器及び情報伝送のための通信機器がそれぞれ（1）（③を除く。）及び（2）の要件を満たすものであることの認証（以下単に「認証」という。）を行うこととし、次の①から⑫までの全ての要件を満たすものであること。 ①～⑪ （略） ⑫ ①から⑪までの要件を満たすことについて、毎年度<u>産業保安グループ電力安全課</u>の確認を受けたものであること。

様式例 3 (略) 備考 1 (略) 2 <u>上記の証明人による証明において、電子署名その他のデジタル技術の活用は妨げられない。</u> 3 (略)	様式例 3 (略) 備考 1 (略) 2 <u>証明者の氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。</u> 3 (略)																		
<u>様式例 4</u> <u>保安全管理業務訓練修了証</u> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;"><u>ふりがな</u></td> <td style="width: 20%;"><u>電気主任技術者</u></td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td><u>参加者氏名</u></td> <td><u>免状番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>生年月日</u></td> <td><u>年 月 日生</u></td> </tr> </table> <u>現住所</u> (TEL <u> </u>) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;"><u>科目</u></th> <th style="width: 55%;"><u>範囲</u></th> <th style="width: 30%;"><u>修了年月日</u> (<u>訓練時間</u>)</th> </tr> <tr> <td><u>竣工検査等</u></td> <td> <u>1. 設計図面と設備等の照合</u> <u>2. 工事期間中の点検（外観点検、ケーブル</u> <u> 端末処理確認及びヒューズ容量確認等）</u> <u>3. 竣工検査（外観点検、絶縁耐力試験、指</u> <u> 示計器校正試験及び設備台帳作成等）</u> <u>4. 受電作業</u> <u>5. 設置者への報告</u> </td> <td> <u>年 月 日</u> <u>(時間)</u> </td> </tr> <tr> <td><u>月次点検</u></td> <td> <u>1. 設置者への問診</u> <u>2. 引込設備、受変電設備、電線路、負荷設</u> <u> 備、発電設備及び蓄電池設備の点検（外</u> <u> 観点検、温度測定、電圧及び電流測定、</u> <u> 漏洩電流測定並びに非常用予備発電装置</u> <u> の始動試験等）</u> </td> <td> <u>年 月 日</u> <u>(時間)</u> </td> </tr> </table>	<u>ふりがな</u>	<u>電気主任技術者</u>		<u>参加者氏名</u>	<u>免状番号</u>			<u>生年月日</u>	<u>年 月 日生</u>	<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>修了年月日</u> (<u>訓練時間</u>)	<u>竣工検査等</u>	<u>1. 設計図面と設備等の照合</u> <u>2. 工事期間中の点検（外観点検、ケーブル</u> <u> 端末処理確認及びヒューズ容量確認等）</u> <u>3. 竣工検査（外観点検、絶縁耐力試験、指</u> <u> 示計器校正試験及び設備台帳作成等）</u> <u>4. 受電作業</u> <u>5. 設置者への報告</u>	<u>年 月 日</u> <u>(時間)</u>	<u>月次点検</u>	<u>1. 設置者への問診</u> <u>2. 引込設備、受変電設備、電線路、負荷設</u> <u> 備、発電設備及び蓄電池設備の点検（外</u> <u> 観点検、温度測定、電圧及び電流測定、</u> <u> 漏洩電流測定並びに非常用予備発電装置</u> <u> の始動試験等）</u>	<u>年 月 日</u> <u>(時間)</u>	(新設)
<u>ふりがな</u>	<u>電気主任技術者</u>																		
<u>参加者氏名</u>	<u>免状番号</u>																		
	<u>生年月日</u>	<u>年 月 日生</u>																	
<u>科目</u>	<u>範囲</u>	<u>修了年月日</u> (<u>訓練時間</u>)																	
<u>竣工検査等</u>	<u>1. 設計図面と設備等の照合</u> <u>2. 工事期間中の点検（外観点検、ケーブル</u> <u> 端末処理確認及びヒューズ容量確認等）</u> <u>3. 竣工検査（外観点検、絶縁耐力試験、指</u> <u> 示計器校正試験及び設備台帳作成等）</u> <u>4. 受電作業</u> <u>5. 設置者への報告</u>	<u>年 月 日</u> <u>(時間)</u>																	
<u>月次点検</u>	<u>1. 設置者への問診</u> <u>2. 引込設備、受変電設備、電線路、負荷設</u> <u> 備、発電設備及び蓄電池設備の点検（外</u> <u> 観点検、温度測定、電圧及び電流測定、</u> <u> 漏洩電流測定並びに非常用予備発電装置</u> <u> の始動試験等）</u>	<u>年 月 日</u> <u>(時間)</u>																	

	<u>3. 設置者への報告</u>		
<u>年次点検</u>	<u>1. 点検前準備（操作手順書の作成、打ち合わせ並びに安全用具及び測定器の確認等）</u> <u>2. 設置者への問診</u> <u>3. 停電及び復電作業（開放及び投入作業並びに接地取付及び取り外し等）</u> <u>4. 引込設備、受変電設備、電線路、負荷設備、発電設備及び蓄電池設備の点検（掃除、外観点検、接地抵抗及び絶縁抵抗測定、保護継電器・連動試験、非常用予備発電装置の自動起動及び停止試験並びに蓄電池設備の電圧、比重及び液温測定等）</u> <u>5. 設置者への報告</u>	<u>年 月 日</u> <u>（ 時間）</u>	
<u>事故応動</u>	<u>1. 設置者への問診</u> <u>2. 低圧事故対応（絶縁監視装置発報時の初動、低圧回路での漏電探査及び復旧作業等）</u> <u>3. 高圧事故対応（ヒューズ溶断時及び保護継電器動作時の初動、高圧回路での漏電探査並びに復旧作業等）</u> <u>4. 危険体験（危険体感設備での体験又は事故動画の視聴等）</u> <u>5. 設置者への報告</u>	<u>年 月 日</u> <u>（ 時間）</u>	
<u>太陽電池発電設備の点検</u>	<u>1. 太陽電池モジュール及び支持物の点検</u> <u>2. 使用前自己確認の方法</u>	<u>年 月 日</u> <u>（ 時間）</u>	
<u>座学</u>	<u>1. 電気基礎（計算訓練等）</u>	<u>年 月 日</u>	

	<u>2. 事故応動（事故事例の学習及び電気事故報告の方法等）</u> <u>3. 太陽電池発電設備の点検（支持物の構造等）</u> <u>4. 作業安全</u> <u>5. 新技術及びサイバーセキュリティ</u>	<u>（ 時間）</u>	
<u>上記の者は、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）4.（2の2）に基づく訓練の科目の全部（又は一部）を修了したことを証明します。</u> <u>年 月 日</u> <u>証明者</u> <u>所在地</u> <u>名称及び</u> <u>代表者の氏名</u> <u>印</u> <u>備考</u> <u>1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</u> <u>2 上記の証明人による証明において、電子署名その他のデジタル技術の活用は妨げられない。</u> <u>3 未修了の科目については、当該欄に斜線を引くこと。</u>			